

## 大阪市大正区役所と大阪府立大正白稜高等学校との包括連携に関する協定書

大阪市大正区役所と大阪府立大正白稜高等学校（以下「両者」という。）は、次の条項について互いに連携することに合意し、協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、両者が包括的な連携のもと、次条で定める様々な分野で相互に協力し大阪市大正区における地域の課題解決や発展に寄与するとともに、大正白稜高等学校の教育の質を高め人材育成や活性化等に寄与することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 両者は、次の事項について連携し協力するものとする。

- （1） こどもの学力の向上に関すること
- （2） 職場体験に関すること
- （3） 防災とこどもの心のケアに関すること
- （4） 地域の活性化に関すること
- （5） その他、双方が必要と認める連携協力に関すること

### （協議事項）

第3条 連携協力の具体的な内容及びその成果の利用条件等については、個人情報保護の趣旨を踏まえ関係法令を遵守し、両者が協議するものとする。

- 2 連携協力するにあたり必要な経費の負担については、各々の事業ごとに両者が協議するものとする。

### （有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日より平成31年3月31日とする。なお、期間満了の1ヶ月前までに、両者のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

### （その他）

第5条 本協定に定めのない事項については、両者が協議して別途定めるものとする。

- 2 本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、両者誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本協定の証として、本書を2通作成し、署名押印の上、各々1通を保有するものとする。

平成30年10月16日

大阪府立大正白稜高等学校  
校長 吉村 烈

大阪市大正区長  
吉田 康人